



レジ袋有料化をきっかけに、 地球にやさしい社会を

プラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）は、日々の暮らしの中で身近な存在です。それだけに今回の有料化を通じて、「環境のためにできることはなんだろう」と考えるきっかけになるのではないのでしょうか。

たとえば、マイバックを持ち歩く習慣が生まれるなど、環境のために一人ひとりのライフスタイルに変革を促すことが本制度の目的です。

また、プラスチック製買物袋の売上の使途については事業者自らが判断するものですが、すでにプラスチック製買物袋の売上の一部を環境保全や社会貢献に活用している事業者も存在します。

消費者だけでなく、事業者の方々もこれからの環境や社会のためにできることを考えるきっかけとして本制度をご活用ください。



エコ活動 夏号



皆さん、コンビニエンスストアなどでも
レジ袋持参に慣れましょう！

レジ袋有料化になります

レジ袋有料化

2020年7月1日スタート

レジ袋削減にご協力下さい

環境問題
解決の
第一歩



環境省 WEB より抜粋

レジ袋有料化 Q&Aガイド

2020年7月1日より、全国一律でプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）の有料化がスタートします。ここではプラスチック製買物袋有料化が実施されるにあたって確認すべき内容をQ&A形式でご紹介します。

Q.1 なぜ、プラスチック製買物袋の有料化をするのか？

A 海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、プラスチック製買物袋の有料化を通じて、マイバックの持参など、消費者のライフスタイルの変革を促すことが目的です。

Q.2 プラスチック製買物袋の有料化はいつから？

A 2020年7月1日から全国一律で開始します。ただし、前倒しで有料化することを推奨しています。

Q.3 提供するプラスチック製買物袋の価格や売上の使途は決められているのか？

A 価格や売上の使途は制度の趣旨・目的を踏まえて事業者自ら設定してください。（ただし、プラスチック製買物袋1枚当たりの価格が1円未満になるような価格設定をすることは有料化には当たりません）

Q.4 どのような事業者が対象なのか？

A プラスチック製買物袋を扱う小売業を営む全ての事業者です。法令の対象外の業種であっても自主的に取組として有料化を実施することを推奨しています。

【判断ポイント 01 / 小売業を行うか】

対象 主な業種が小売業でない事業者（飲食店やサービス業など）、業種の一部として小売業を行っている場合も対象。

対象外 反復継続性などをもとに総合的に判断。

【判断ポイント 02 / 事業であるか】

対象外 フリーマーケットなど

Q.5 すべてのプラスチック製買物袋が対象となるのか？

A < 法令の対象となるプラスチック製買物袋 >

【判断ポイント 01 / 素材】		【判断ポイント 02 / 持ち手】	
対象 プラスチック	対象外 紙、布	対象 持ち手がある	対象外 持ち手がない
【判断ポイント 03 / 商品を入れるか】		【判断ポイント 04 / 辞退できるか】	
対象 袋の中身が商品	対象外 食品、試供品 ※食品等により商品と区別がつかないもの	対象 消費者が辞退できる	対象外 袋が商品の一部 例）法令で定められたもの（免状の袋など）

法令の対象外となるプラスチック製買物袋 以下の3点については、法令に基づく有料化の対象とはなりません。あらゆるプラスチック製買物袋を有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本です。環境性能が認められる以下の袋への転換にご協力をお願いします。



01 プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上

厚さが50マイクロメートル以上の袋は、繰り返し使用することが可能なため、プラスチック製買物袋の過剰な使用抑制につながることに対象外です。

【必要な表示について】
フィルムの厚さが50マイクロメートル以上であり、繰り返し使用を推奨する旨の記載、または記号。

【表示例】「この袋は50μm以上あり、繰り返し使用されています」



02 海洋生分解性プラスチックの配合率100%

海洋環境下で分解する性質を持つプラスチックを100%使用したものは対象外です。ただし、その機能については科学的根拠に基づく共通の技術評価手法によって、第三者から認定、または認証を受けている必要があります。

【必要な表示について】
海洋生分解性プラスチックの配合率が100%であることが第三者により認定または認証されたことを示す記載、または記号。

【表示例】「この袋は○○○○機関によって認証された、海洋生分解性プラスチックの配合率が100%の買物袋です」



03 バイオマス素材の配合率が25%以上

プラスチック製買物袋の素材のうち、25%以上がバイオマス素材の袋は対象外です。

【必要な表示について】
バイオマス素材の配合率が25%以上であることが第三者により認定または認証されたことを示す記載、または記号。

【表示例】「この袋は○○○○機関によって認証された、バイオマス素材の配合率が25%以上の買物袋です」

エコキャップ 受領書

特定非営利活動法人
全国障害者福祉援護協会
〒251-0016神奈川県藤沢市弥勒寺1-15-9-101
TEL:0466-53-8547 FAX:0466-53-8268

株式会社関根工務店

今回個数 7,310 個 (17 kg)

